

産業廃棄物処理施設設置許可証

令和 8 年 (2 0 2 6 年) 4 月 2 日

住 所 北海道帯広市西二十条北四丁目 2 番地
 氏 名 株式会社DISPO.
 代表取締役 杉山 博康

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 5 条第 1 項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日	平成 1 6 年 (2004年) 8 月 4 日	許可番号	十環生第 1 4 6 - 1 2 号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を含む。)	施行令第 7 条第 3 号 (汚泥の焼却施設) 施行令第 7 条第 5 号 (廃油の焼却施設) 施行令第 7 条第 8 号 (廃プラスチック類の焼却施設) 施行令第 7 条第 1 3 号の 2 (産業廃棄物の焼却施設)		
	燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、動物の死体、産業廃棄物を処分するために処理したもの、感染性産業廃棄物。		
設置場所	北海道帯広市西二十条北四丁目 1 番 1 6、1 7、1 8 北海道帯広市西二十条北四丁目 2 番 9、1 0、1 1、1 2、1 3		
処理能力	汚泥 3 0 t / 日 (24時間)、1. 2 5 t / 時間 廃油 2. 4 m ³ / 日 (24時間)、0. 1 m ³ / 時間 廃プラスチック類 1 7. 9 8 t / 日 (24時間)、0. 7 4 9 t / 時間 産業廃棄物 3 0 t / 日 (24時間)、1. 2 5 t / 時間		
許可の条件	*****		
規則第 1 1 条第 8 項の規定による許可証の提出の有無	有 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		



別記様式 5 1 (規則様式第 2 0 号)

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成 1 6 年 1 0 月 5 日

住 所 帯広市西 2 1 条北 1 丁目 3 番 2 0 号

氏 名 株式会社DISPO.
代表取締役 宮口 孝

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 5 条第 1 項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日	平成 1 6 年 1 0 月 5 日	許可番号	十環生第 1 4 6 - 1 4 号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施行令第 7 条第 2 号 (汚泥の乾燥施設)		
設置場所	帯広市西 2 0 条北 4 丁目 2 番地 1-16, 1-17, 1-18, 2-9, 2-10, 2-11, 2-12, 2-13		
処理能力	2 6 . 1 8 m ³ /日 (24時間)	1 . 0 9 m ³ /時間	
許可の条件	*****		
規則第 1 1 条第 7 項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(十勝支庁地域政策部環境生活課廃棄物対策係)



一般廃棄物処理施設設置許可証

平成27年7月3日

住 所 帯広市西20条北4丁目2番地

氏 名 株式会社DISPO.

代表取締役 杉山 博康

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、設置の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日	平成27年7月3日	許可番号	十環生第1233号
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類	ごみ処理施設（肥料及びメタンガス製造施設） 動植物性残さ（事業系生ゴミ）		
設置場所	帯広市西20条北4丁目1番1、1番3、1番4		
処理能力	10.893t/日（24時間）、0.454t/時間		
許可の条件	*****		
許可を受けていることを証する書類の提出の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ <input type="radio"/> 無		
留意事項	1 施設の設置（変更）に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		



産業廃棄物処理施設設置許可証

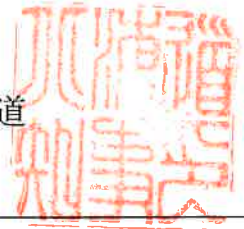
令和4年(2021年)3月11日

住所 北海道帯広市西二十条北四丁目2番地

氏名 株式会社DISPO.
代表取締役 杉山 博康

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日	令和4年(2022年) 3月12日	許可番号	十環生第4394号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を含む。)	施行令第7条第7号 (廃プラスチック類の破碎施設) 施行令第7条第8号の2 (木くずの破碎施設) ----- 廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、ゴムくず		
設置場所	帯広市西20条北4丁目2番1、2番2		
処理能力	廃プラスチック類 36t/日(8時間)、4.5t/時間 木くず 48.0t/日(8時間)、6.0t/時間		
許可の条件			
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(十勝総合振興局)

産業廃棄物処理施設設置許可証

令和 8 年 (2026 年) 4 月 2 日

住 所 北海道帯広市西二十条北四丁目 2 番地
氏 名 株式会社DISPO.
代表取締役 杉山 博康

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 5 条第 1 項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日	令和 4 年 (2022 年) 5 月 2 0 日	許可番号	十環生第 4 5 3 号
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種別 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を含む。)	施行令第 7 条第 3 号 (汚泥の焼却施設) 施行令第 7 条第 5 号 (廃油の焼却施設) 施行令第 7 条第 8 号 (廃プラスチック類の焼却施設) 施行令第 7 条第 1 3 号の 2 (産業廃棄物の焼却施設) 燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、動物の死体、産業廃棄物を処分するために処理したもの、感染性産業廃棄物。		
設 置 場 所	北海道帯広市西二十条北四丁目 1 番 4、1 8 北海道帯広市西二十条北四丁目 2 番 1、2、4、1 1、1 2、1 3		
処 理 能 力	汚泥 3 6 t / 日 (24 時間)、1. 5 t / 時間 廃油 2. 4 m ³ / 日 (24 時間)、0. 1 m ³ / 時間 廃プラスチック類 3 4 t / 日 (24 時間)、1. 4 1 6 t / 時間 産業廃棄物 4 7 t / 日 (24 時間)、1. 9 5 8 t / 時間		
許 可 の 条 件	*****		
規則第 11 条第 8 項の規定による許可証の提出の有無	有 . 無		
留 意 事 項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員 of 検査を受けること。		